

保護者の皆様へ

福生市子ども家庭部子ども育成課長

緊急事態宣言解除に伴う保育所等の対応等について
(令和3年6月21日現在)

日頃から、福生市の保育所等の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底してくださっている保護者の皆様に、重ねてお礼申し上げます。

さて、福生市では、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等を利用する保護者の皆様に対し、令和3年6月20日までの期間、午後7時以降の延長保育を利用されている方については、勤務先等と御相談をいただき、可能な範囲で利用を控えていただくをお願いをしてまいりました。

この度、国の「緊急事態宣言」は6月21日(月)に解除され、市の新型コロナウイルス感染症対策が変更となりますので、次のとおりお知らせをいたします。

なお、市内の保育所等は感染予防・感染防止の対策を徹底した上で通常どおり開園いたします。

1 緊急事態措置の期間

令和3年6月20日(日)まで

2 情報共有の徹底について

児童や保護者等が、新型コロナウイルス感染症に関して、次に当てはまる場合は、直ちに保育所等に連絡して情報共有を図っていただきますようお願いいたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 感染が判明した場合② 濃厚接触者に特定された場合③ PCR検査の対象者となった場合 |
|---|

3 保護者の方へのお願い

・児童に対して御家庭において継続的に検温を実施していただき、発熱、強いだるさ、息苦しさ、咳が止まらないなどの風邪の諸症状がみられる場合は、解熱後24時間以上経過し呼吸器症状などの改善がみられるまで、保育所等への登園を控えてください。医療機関にかかった場合は医師の指示に従った上で、同様に対応してください。

・保護者御本人や同居の家族が発熱、強いだるさ、息苦しさ、咳が止まらないなどの風邪の諸症状がみられる場合は、解熱後24時間以上経過し呼吸器症状などの改善がみられるまで、保育所等への登園を控えてください。医療機関にかかった場合

は医師の指示に従った上で、同様に対応してください。

・児童や保護者等、保育施設関係者が新型コロナウイルスに感染した場合、本人やその関係者に対しての偏見や差別が生じないようにお願いいたします。

4 その他

- (1) 1月8日以降、臨時休園の場合を除き、保育料の日割減額は実施しないことと
しています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の新規感染者の人数の状況によっては、対応が変更
となる場合がありますので御承知おきください。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課
保育係 042-551-1780 (直通)